

### 9 月 3 日の改定案における課題

- 9 月 3 日の審議会での改定案を比較すると、3 者とも改定の考え方・率が異なっている（市長の退職手当廃止に伴う一部復元要素を除く）

	市長	副市長	議員
改定内容	・地域手当廃止	・地域手当廃止 ・一般職並みの改定 6%程度	・現行（カット後）の年額報酬水準に改定
年収改定率	<b>9.1%</b>	<b>14.6%</b>	<b>14.3%</b>

- ・ 3 者ともに取り扱いの異なる退職手当の要素を除く給料・報酬部分について、特別職間で整合のとれた考え方が必要
- ・ 市長・副市長間で、一般職並みの改定の取り扱いが異なり、考え方は整合していない
- ・ 一般職並みの改定分は、より減額幅の大きい地域手当廃止の中を含むと考えることもできる
- ・ 議員報酬について、現行カットは議会の意思として、公選職の政治的な判断に基づき時限的に行っているものであり、その水準をもって審議会における引下げ水準とするには、更なる妥当性の整理が必要ではないか
- ・ また、本年の人事委員会勧告によれば、一般職最高位である区長の年収増が見込まれ、特別職と一般職の水準が逆転する  
人事委員会勧告・報告の内容：民間給与との較差+3.05%及びボーナス 0.15 月分を引上げ

\* 勧告を実施した場合の試算値

	市長	副市長	議員	区長
年収	24,026,400 円	18,544,320 円	<b>14,060,520 円</b>	<b>14,119,663 円</b>

一般職とのバランスを考慮すると、  
議員報酬の減額は最大で 10.9%程度となる  
(約 1,447 万円)

9 月 3 日の改定案をベースに、本年の人事委員会勧告や区長とのバランスを考慮

	市長	副市長	議員
改定内容	・地域手当廃止	・地域手当廃止 ・一般職並みの改定 3%程度	・現行（カット後）の年額報酬水準にしつつも、区長とのバランスを考慮し改定
年収改定率	<b>8.1%</b>	<b>10.9%</b>	<b>10.9%</b>

- ・ 3 者とも改定の考え方が違うなど課題は残る

- 政務活動費についても、現行カットは議会の意思として、公選職の政治的な判断に基づき時限的に行っているものであり、その水準をもって審議会における引下げ水準とするには、更なる妥当性の整理が必要ではないか

## 市長及び副市長の給料並びに市会議員の報酬の調整案

前提条件として本年の人事委員会勧告を考慮し、特別職間及び一般職とのバランスを一定整理して算定（但し、市長の退職手当廃止に伴う一部復元要素を除く）

A .

	市長	副市長	議員
改定内容	・旧五大都市の下位ランクへ引下げ (地域手当廃止)	・旧五大都市の下位ランクへ引下げ (地域手当廃止)	・旧五大都市の下位ランクへ引下げ (市長、副市長との均衡を考慮して改定)
年収改定率	<b>8.1%</b>	<b>8.1%</b>	<b>8.1%</b>

・特別職間での改定幅のバランスで改定率を設定する

B .

	市長	副市長	議員
改定内容	・旧五大都市の下位ランクへ引下げ (地域手当廃止 + 一般職並みの改定 3%程度)	・旧五大都市の下位ランクへ引下げ (地域手当廃止 + 一般職並みの改定 3%程度)	・旧五大都市の下位ランクへ引下げ (市長、副市長との均衡を考慮して改定)
年収改定率	<b>10.9%</b>	<b>10.9%</b>	<b>10.9%</b>

・特別職間での改定幅のバランスで改定率を設定する

## 政務活動費の改定案

9 月 3 日改定案

	政務活動費
改定内容	・ 現行（カット後）の水準に改定
改定率	10%

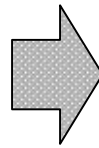
・ 現行カット後水準とするには、妥当性の整理が必要

政務活動費について、用途や精算手続きの厳格化及び公開方法の改善等、一層の透明性確保を求める旨の意見を付す

## 市長及び副市長の退職手当の改定方針

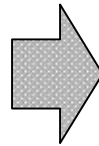
9 月 3 日改定案

	現行
市長	給料月額 × 在職月数 × 58/100



9 月 3 日改定案
退職手当の廃止 但し、現行退職手当の 50%相当額を給料に復元する

	現行
副市長	給料月額 × 在職月数 × 47/100



9 月 3 日改定案
給料月額 × 在職月数 × 38/100 退職手当支給率を旧五大都市の下位ランクへ引下げ (大阪市を除く 19 政令指定都市平均支給率)